

岐阜県公報

号 外 (一) 平成二十三年十一月十一日

目 次

公 示

○指定管理者の指定の取消し

(スポーツ健康課)

ページ
一

公 示

○指定管理者の指定の取消し

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定により、岐阜アリーナに係る指定管理者の指定を取り消したので、岐阜アリーナ条例（昭和四十年岐阜県条例第三号）第十五条の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年十一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定を取り消した団体

岐阜市大蔵台一〇番二八号
ドルフィン株式会社

二 取消処分年月日

平成二十三年十月二十八日

三 取消処分内容

平成二十四年一月三十一日をもって指定管理者の指定を取り消す。

平成二十三年十一月十一日発行

発 行 者
所 者

岐 岐 岐阜市数田南二丁目一番一号
阜 阜
県 県
庁 庁

編 集

各務原市テクノプラザ一ー

ブイ・アール・テクノセンター